公益社団法人香川県栄養士会役員報酬規則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２４年４月１日制定

　（目　的）

第１条　この規則は、公益社団法人香川県栄養士会（以下「本会」という。）の定款第２８条

　の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（定義等）

第２条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　一　役員は、理事（会長、副会長を含む。）、監事をいう。

　二　常勤役員とは、主たる勤務場所を本会とし、原則として週５日勤務する者をいう。

　三　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

　四　報酬等とは、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号に定め

　　る報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であっ

　　て、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

　五　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数

　　料等の費用をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

　（報酬等の支給）

第３条　本会役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤役員に対して職務執行の対価

　として報酬等を支払うことができる。

２　常勤役員の報酬は、通勤に要する交通費として、月額上限１万５千円の通勤手当を支給する。

３　常勤役員の退職に当たっては、別表第１「常勤役員慰労金」を支給する。

４　非常勤役員には、次に掲げる職務執行の対価として、別表第２「非常勤役員俸給表」の

　とおり支給する。

　一　理事　理事会への出席

　二　監事　理事会、監事監査等への出席

　（報酬等の額の決定）

第４条　本会の常勤役員の定例報酬月額は、別表第３「常勤役員俸給表」のとおりとする。

２　会長は理事会の承認を経て、常勤理事の俸給を決めるものとする。

　（報酬の支給日）

第５条　常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日

　に支払うものとする。

　（報酬の支給方法）

第６条　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融

　機関口座に振り込むことができる。

２　非常勤役員に対する報酬は、理事会等に出席した理事、監事は、会議開催等の都度、振

　込又は現金で支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

　（費　用）

第７条　本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、

　これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては

　前もって支払うものとする。

　（講師謝金）

第８条　役員等が会長からセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師

　を委嘱されたとき、別に定める謝金支給規則に基づき支給する。

　（公　表）

第９条　本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

　第２０条第１号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

　（改　廃）

第10条　この規則を改廃する場合は、総会の議決を経て行うものとする。

　 　附　則

この規則は、本会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

　（平成２４年４月１日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

１０６条第１項に基づく公益社団法人香川県栄養士会の設立の登録の日から施行する。

　　附則

　この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

　　附則

　この規則は、平成２７年６月１日から施行する。

別表第１「常勤役員退職慰労金」

 単位：円

|  |  |
| --- | --- |
|  　 勤務年数 | 　 支給額 |
| 　２年以上４年未満 | 　 30,000 |
| 　４年以上６年未満 |  50,000 |
| 　６年以上 |  100,000 |

別表第２「非常勤役員俸給表」

 　　 単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　役員 | 　日 額 | 　　 旅 費 |
| 　理事 | 　　 ―　　 |  交通費（実費）　 |
| 　監事 |  5,330 |  交通費（実費） |

別表第３「常勤役員俸給表」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 号 俸 | 　月 額 | 号 俸 | 　 月 額 |
| 　１　　 | 　120,000 | 　５ |  160,000 |
| 　２ |  130,000 | 　６ |  170,000 |
| 　３ |  140,000 | 　７ |  180,000 |
| 　４ |  150,000 | 　８ |  190,000 |

23.10.30総務委員会/23.12.17理事会承認/23.12.21会長決済/24.5.19総会で承認